

市第69号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年12月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 9 号に次のように加える。

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第23条第 1 項の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

エ 配偶者等からの暴力の被害を受けている旨を証する婦人相談所による書類その他これに類する書類の交付を受けた者

第10条第 2 項第 4 号中「寡婦又は寡夫」を「母子家庭の母又は父子家庭の父」に改める。

第16条の見出し中「入居許可」を「入居の許可等」に改め、同条中「市営住宅の」の次に「入居者としての決定又は」を加える。

第25条第 2 項ただし書中「又は損害賠償金」を「、損害賠償金その他の市営住宅の使用に関し生じた本市に対する債務」に改める。

第27条に次の 1 号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

第27条の次に次の 1 条を加える。

(共益費)

第27条の2 市長は、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要と認めるものを共益費として入居者から徴収することができる。

2 入居者は、毎月末までに、その月分の共益費を使用料とともに納付しなければならない。

3 第23条及び第24条の規定は、第1項の共益費について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の次に1条を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

#### 提 案 理 由

市営住宅において横浜市が共益費を徴収することができるようにする等のため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市営住宅条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（入居者の資格）

## 第 7 条 （第 1 項省略）

- 2 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身生活困難者」という。）を除く。）は、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

（第 1 号から第 8 号まで省略）

- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

（ア及びイ省略）

ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

エ 配偶者等からの暴力の被害を受けている旨を証する婦人相談所による書類その他これに類する書類の交付を受けた者

（第 10 号及び第 3 項から第 6 項まで省略）

(入居者の選考)

第 10 条 (第 1 項省略)

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当する入居申込者のうち、次に掲げる者で、かつ、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める者については、優先的に選考し、又は公開抽選を行わないで、市長が定める選考基準により入居者を決定することができる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 20 歳未満の子を扶養している 母子家庭の母又は父子家庭の父  
寡婦又は寡夫

(第 5 号から第 13 号まで省略)

(入居の許可等  
入居許可)の取消し)

第 16 条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、市営住宅の 入居者としての決定又は 入居の許可を取り消すことができる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(保証金)

第 25 条 (第 1 項省略)

2 前項に規定する保証金は、入居者が市営住宅を明け渡すときに還付する。ただし、未納の使用料、損害賠償金その他の市営住宅  
又は損害賠償金  
の使用に関し生じた本市に対する債務があるときは、保証金からこれらに相当する額を控除して得た額を還付する。

(第 3 項省略)

(入居者の費用負担義務)

第 27 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

(共益費)

第27条の2 市長は、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を  
図るため特に必要と認めるものを共益費として入居者から徴収  
することができる。

2 入居者は、毎月末までに、その月分の共益費を使用料とともに  
納付しなければならない。

3 第23条及び第24条の規定は、第1項の共益費について準用する

。